

平成30年12月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成30年12月10日  
場 所 六戸町役場2階大会議室

## 六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場 2階大会議室
- 2 開会日時 平成30年12月10日(月)午後4時00分
- 3 閉会日時 平成30年12月10日(月)午後4時50分
- 4 出席委員(14名)

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 田 中 誠 委員    | 2番 齋 藤 正 委員    |
| 3番 新 山 秀 男 委員  | 4番 松 嶋 清 治 委員  |
| 5番 金 沢 幸 弘 委員  | 6番 木 村 喜 和 委員  |
| 7番 古 里 厚 子 委員  | 8番 小野寺 邦 男 委員  |
| 9番 久 田 伸 一 委員  | 10番 四 木 俊 一 委員 |
| 11番 砂 渡 精 一 委員 | 12番 附 田 京 子 委員 |
| 14番 渡 辺 耕 一 委員 | 15番 金 渕 盛 一 委員 |
- 5 欠席委員(1名)
  - 13番 沖 澤 勝 委員
- 6 会議に付した案件
  - 町議案
    - 報告第31号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
    - 報告第32号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
    - 報告第33号 農地の転用事実に関する照会について
    - 議案第23号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
    - 議案第24号 六戸町農用地利用集積計画(案)について
    - 議案第25号 競(公)売買受適格者の証明について
  - 県議案
    - 議案第6号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 7 会議録署名委員
  - 11番 砂 渡 精 一 委員
  - 12番 附 田 京 子 委員
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員
  - 事務局長 高 橋 宏 典
  - 事務局次長 佐 藤 一 也
  - 事務局主査 川 村 徹 朗
- 9 書 記
  - 事務局主査 川 村 徹 朗

【 開会 午後4時00分 】

事務局 定刻となりましたので、これより平成30年11月27日告示招集いたしました平成30年12月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、高橋局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

平成30年度農業委員会職員全国研究会に私が参加してきましたので、報告致します。

平成30年11月13日（火）に東京都で開催された「平成30年度農業委員会職員全国研究会」に参加（開会が午前10時半からであったため前日の12日（月）に前泊し、同日帰庁しました。

基調講演（「農地中間管理事業の5年後見直しについて」「結び目としての農業委員会職員への期待」）及び情勢報告（「農業委員会における農地利用の最適化の推進について」）では、農地中間管理事業や人・農地プランでの農地集積集約のため、今まで以上に農業委員会の関与（話し合いの場への参加）が強く求められていると説明されました。

分科会（4分科会からの2選択制）では、「ワークショップによる集落座談会での合意形成」「農家の戸別訪問・利用意向調査の実施による農地集積の推進」についての先進事例発表があり、効果的な合意形成に導く座談会開催方法や、モデル地区を設定した上で農業委員等が積極的に関与する意向調査方法について勉強してきました。

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。

只今より、平成30年11月27日告示招集されました平成30年12月六戸町農業委

員会総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、13番 沖澤 勝 委員です。

- 議 長 これより本日の会議を開きます。  
次に、議事録署名委員の指名を行います。  
お諮りします。  
議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

- 議 長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。  
11番 砂渡 精一 委員、12番 附田 京子 委員を指名します。  
参与には高橋事務局長以下各職員、書記には川村主査を任命します。
- 次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

- 議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。  
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、議案第23号で、5番 金沢 幸弘 委員、議案第25号で、10番 四木 俊一 委員が該当しますので、議案審議前に退席することになります。

それでは、町案件の審議に入ります。  
報告第31号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

- 事務局長 報告第31号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。  
農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。  
(説明省略)

- 議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第31号を報告済みといたします。

次に報告第32号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第32号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明いたします。  
農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。  
(説明省略)

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第32号を報告済みといたします。

次に報告第33号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第33号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。  
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実に関する照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。  
(説明省略)

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第33号を報告済みといたします。

次に、議案第23号を上程する前に、5番 金沢 幸弘 委員が会議規則第11号に抵触しますので、退席します。  
(金沢委員退室)

議案第23号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第23号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。

農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。

それでは、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。

9番 現地調査は、事務局1名・委員3名で行いました。

久田委員 その中で、問題となるような土地はございませんでした。

以上報告致します。

議 長 事務局及び代表委員による説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第23号は承認することに決定いたしました。

議案第23号の審議が終了しましたので、5番 金沢 幸弘 委員の入室を求めます。

(金沢委員入室)

次に、議案第24号を上程いたします。

事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第24号「六戸町農用地利用集積計画(案)について」ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、六戸町農用地利用集積計画（案）を別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求めるものであります。  
（説明省略）

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

10番 四木委員 NO.36ですが、売買金額が安いと思うのですが、何か理由があるのでしょうか。

次 長 農地法第3条による貸借で元々借りていた方がいましたが、差押が入り一旦解約をしました。その後、所有者から本借主に対して土地を購入して欲しいと申し出があり、債権に見合う額で売買すると双方合意があったので、この金額となっています。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第24号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第24号は要請することに決定いたしました。

次に、議案第25号を上程する前に、10番 四木 俊一 委員が会議規則第11号に抵触しますので、退席します。

（四木委員退室）

議案第25号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第25号「競（公）売買受適格者の証明について」  
農地法第3条第1項の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明

願の提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可することを求めるものであります。

(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

8番 小野寺委員 売る側は1筆ずつ売りに出しているのでしょうか。

次 長 競売を出している裁判所の公告の通りに売りに出されていますので、1筆ずつとは限りません。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第25号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第25号は証明することに決定いたしました。

議案第25号の審議が終了しましたので、10番 四木 俊一 委員の入室を求めます。  
(四木委員入室)

次に、県議案第6号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 県議案第6号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」  
ご説明いたします。

農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。  
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。

事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより県議案第6号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって県議案第6号は許可相当とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、六戸町農業委員会12月総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

【 閉会 午後4時50分 】